

千代田区訓令第 10 号

庁 中 一 般

清掃事務所

千代田区清掃事務所労働安全衛生保護具措置規程（平成 12 年千代田区訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 30 日

千代田区長           樋     口     高     顕

別表 2 の部 1 の項中「3 年」を「5 年」に改め、同部 2 の項中「J I S 合格品」の次に「又は J S A A 認定品」を加え、「3 年」を「5 年」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。